

広島南警察署建設工事に伴う基本・実施設計委託の
公募型建築プロポーザル説明書

1 趣 旨

現在の広島南警察署は、昭和 39 年に竣工した建物で、現行基準に照らして必要となる耐震性能を有しておらず、老朽化も進んでいる状況にあります。また、広島市域における一行政区一警察署体制の確立（平成 30 年 9 月）に合わせて、広島南警察署の管轄区域は広島市南区全域に拡大し、署員数も増加したことから、警察署敷地内に仮設庁舎を設置しており、来庁者サービスや各種警察業務に適したスペースを十分に確保できない状況にもあります。

警察署は、県民の安全・安心を確保するための治安拠点として、また、大規模災害発生時には、現場での指揮や活動を行う防災拠点としての役割が求められることなどから、現在、広島市南区宇品東にある広島南警察署を、同区出汐地区に移転整備することとしたものです。

移転地は、国道 2 号に近い主要道路沿いに所在し、来庁される多くの方々に分かりやすい立地であるとともに、多様な公共交通網による交通アクセスの向上が期待されます。また、広島市南区の中心地であり、事件・事故が発生した際には、パトカー等の緊急車両が、より迅速に南区各方面へ移動できることから計画されたものです。

広島南警察署の移転整備は、地域住民の利便性の向上に資することはもとより、警察署としての機能を最大限に発揮させ、加えて、移転地周辺にある多くの教育施設に配慮した、魅力ある公共建築物を創造することが求められています。

このような役割と機能が求められる広島南警察署の基本・実施設計に当たって、高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

広島南警察署建設工事に伴う基本・実施設計

(2) 業務内容等

- ア 業務内容 広島市南区出汐二丁目に移転整備する広島南警察署建設に伴う基本・実施設計
- イ 履行期間 契約締結の翌日～令和 3 年 1 月 29 日（金）

3 参加資格及び審査方法について

(1) 参加表明書の提出者の資格要件

「9 参加表明書の提出者の資格要件」のとおりです。

(2) 第一次審査

- ア 参加表明書の提出者については、資格要件の確認及び評価を行い、資格要件を満たす者の中から、5 者程度を選定しますので、技術提案書の提出要請を受けたものは、期限までに技術提案書を提出してください。
- イ 技術提案書の提出者を選定するための評価基準は、別紙 2 「技術提案書の提出者を選定するための評価基準」のとおりです。

なお、参加表明書の提出にあたっては、「4 事業計画概要」の各項目を踏まえて、「3(4) 評価テーマ」に対する提案を行ってください。

(3) 第二次審査

ア 第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、特定者及び次点者各1名を特定します。

イ 技術提案書を特定するための評価基準は、別紙3「技術提案書を特定するための評価基準」とおりです。

なお、技術提案書の提出にあたっては、「4 事業計画概要」の各項目を踏まえて、「3(4) 評価テーマ」に対する提案を行ってください。

(4) 評価テーマ

① テーマ1「警察機能を発揮させる機能的な施設づくり」について

警察署庁舎は、刑事、交通、地域、生活安全などの各部門が、24時間365日活動しており、留置施設等の特殊な施設を有しているほか、秘匿性やプライバシーの保護が必要な業務を遂行するため、十分な庁舎セキュリティを確保することが求められます。一方で、各種許可等事務をはじめとした業務の取扱いも行うことから、他の行政機関と同様に、来庁者が利用しやすい施設構造や動線であることにも配慮が必要となります。

また、当該敷地は、一部不整形な形状であり、加えて、埋設配管等により敷地の一部に制限があるなど、建築計画での工夫が求められます。

そこで、当該敷地の立地や形状を有効に活用して、可能な限り低層化し、平面形状を広く確保することで、業務の連携・連続性を維持するほか、来庁者の動線とセキュリティ範囲を踏まえた機能的な施設配置、ゾーニングを提案してください。

② テーマ2「万全な防災対策による安全な施設づくり」について

警察署庁舎は、防災拠点として、災害発生時における安全確保に加えて、災害発生後も警察署としての機能を継続することが可能となるよう、高い性能が求められます。

そこで、ライフライン途絶時における防災拠点に必要な居住環境の確保、津波等による浸水時の対策など、災害発生後においても、警察署としての機能が継続できる施設、設備について提案してください。

③ テーマ3「周辺環境と調和した魅力ある公共建築物としての施設づくり」について

本施設の敷地周辺には、多くの教育施設があり、特に当該敷地は、教育施設に近接するとともに、約1,900名もの多くの学生が通学に利用する校内通路や、主要な幹線道路にも面しており、地域住民をはじめ、教育施設に通う学生など、多くの世代が日常的に目にする警察施設となります。

そこで、周辺環境と調和を図りつつ、多くの世代の方に親しまれる、魅力ある公共建築物としての施設を提案してください。

4 事業計画概要

(1) 施設計画

ア 建物概要

区分	構造・面積		備考
庁舎棟	RC造（5～7階建て）	約 6,000 m ²	警察署庁舎，武道場，留置施設等
車庫棟	S 造（平屋又は2階建て）	約 1,000 m ²	車庫（大型バス用），霊安室，保管庫等
附属建物	非W造（平屋建て）		来庁者・職員駐輪場，ゴミ置き場等

※付帯する電気設備，機械設備，都市ガス設備，昇降機設備及び外構等の設計を含む。

【計画駐車台数】

区分	駐車台数等		備考
公務用	四輪・大型車両（バス）	2 台	車庫棟内
	四輪・中小型車	40 台程度	ワンボックス・ミニパトなど
	自動二輪車（125CC）	45 台程度	125CC
	証拠品・事故車両スペース	5 台程度	
来庁者用	四輪・中小型車	15 台程度	身体障害者用を含む
	自転車・自動二輪車	20 台程度	屋根付き駐輪場
職員用	自転車・自動二輪車	50 台程度	屋根付き駐輪場

※公務用区分に属する車両スペースについては，セキュリティゾーン内を想定。

イ 敷地の場所 広島市南区出汐二丁目 827-38

ウ 敷地面積 約 3,940 m²

エ 施設用途 警察署（定員規模：約 290 人）

オ 建設工事費 約 2,500 百万円程度

（建築工事，各種設備工事，昇降機設備工事及び外構工事等を含む（いずれも税抜き））を想定しており，設計金額を必ず予定工事費内に納めること。

なお，受注者の責めに帰すべき事由により，履行期間内に予定工事費内に納まった設計図書の納品ができない場合は，損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意すること。

(2) 施設計画の基本条件

ア 組織・必要諸室

- ・施設配置等の検討にあたっては，別添1「組織・業務概要」及び別添1-2「想定諸室」並びに別添1-3「諸室想定面積表」をモデルとして計画すること。
- ・添付している諸室構成及び面積については想定（目安）であり，変更される可能性がある。

イ 敷地利用・配置計画

- ・別添2「敷地の状況」を参考に，敷地条件を踏まえて，機能的かつ効率的な施設配置・動線計画とする。
- ・敷地の有効利用及び安全で明快な車両動線に配慮し，建物と駐車場を配置する。
- ・車両出入口については，道路の状況を踏まえて，敷地の北側と南側の2箇所に配置し，来庁者の利便性や，非常時に緊急車両が迅速に出動できるように配慮する。
- ・来庁者用車両が利用する区画（一般区画）と，公務用車両が利用する区画（セキュリティ区画）の車両動線は分離し，一般区画とセキュリティ区画との境界には，塀等により困障措置を講じる。また，メインエントランスとは別に，公務専用口及び護送専用口をセキュリティ

区画内に設ける計画とする。

ウ 平面・動線計画

- ・明解なゾーニング，セキュリティ範囲を考慮した諸室配置，空間構成とし，密な連携を必要とする課や諸室は近接した配置とし，物の投げ込みや飛び降り等，業務に支障を及ぼすような吹き抜け部分のない計画とする。
- ・各諸室機能に十分配慮し，使い勝手の良い平面形状となるようにする。また，諸室間の連携・連続性を踏まえた上で，効率的な諸室配置構成，職員動線となるよう計画する。
- ・将来的な設備機器の更新時においても容易に交換ができる設備スペースの確保など，フレキシブルな計画とする。
- ・来庁者が利用するロビーや，許可等業務の受付を行う諸室は，メインエントランスに隣接・近接するように配置し，来庁者が利用しやすい明快な動線計画とするとともに，管理動線との交差ができるだけ少なくできる計画とする。
- ・留置管理課，留置施設，留置被疑者取調室の一部については，同一階に配置し，被留置者の逃走防止のため，一般管理エリアを通過せずに護送エントランス（護送専用口）から専用エレベーターを用いて，取調室等へと直接アクセスできる護送動線を確保する。
- ・署員が教練や朝礼等を行うためのスペースを，広く確保できるように計画する。
なお，当該スペースについては，一時的な使用を想定しているため，必ずしも専用諸室を設ける必要はなく，屋上やセキュリティ区画内の車両動線上などのスペースを利用したものでも足りるが，可能な限り雨天などの天候にも対応できる位置が望ましい。
- ・前（１）アの建築物（駐輪場を除く。）については，可能な限り近接して配置し，公務用車両の駐車スペース等はセキュリティ区画内となる計画とする。

エ 階層・断面計画

- ・業務の連携，連続性を確保するため，敷地を有効に活用して平面形状を広く確保し，可能な限り低層化した構造（最大でも7階建て）で計画すること。
- ・各諸室の階層配置は，各課の機能上支障のない位置に配置すること。なお，諸室について隣接・近接が望まれるものの，同一階に計画することが難しい場合は，上下階での連携が取りやすいよう，階段やエレベーターの縦動線に近い配置にするなどの配慮を行う。
- ・エレベーターは，一般利用及び護送用の複数台を設置し，階数及び各階の人員配置に応じて適切な仕様設定による計画とする。
- ・各階の階高は，室空間の広さや機能性に配慮した適切な設定とするとともに，構造や設備計画と整合した効率的な断面計画とする。なお，検討に際しては，別添3「庁舎棟の階層・断面，配置イメージ」を参考とすること。

オ 意匠計画

- ・周辺環境に配慮し，圧迫感のない形状や色彩に配慮した外観デザインとし，警察庁舎に相応しい華美でなくシンプルで機能的なデザインとする。
- ・外壁の素材は，耐久性・耐候性に優れたものとし，外構施設の各部についても，機能性を確保した上で，適切な意匠デザインとなるよう配慮する。
- ・1階など低層階は，来庁者が気軽に利用しやすい開放感のある空間計画とする。特に，来庁

する相談者や面会者，被害者などに過度な緊張感や不安感を与えないため，温かみの感じられる内装デザインとするとともに，広島県産木材の積極的な活用にも配慮する。

- ・護送動線には，照明や窓等が破壊されないよう，必要な部分については鉄格子などにより，それらを防御できるような対策を講じる。

カ ユニバーサルデザイン計画

- ・条例や各種基準を踏まえ，誰もが安全かつ円滑に移動できる動線の確保と分かりやすく見やすいサインの配置に配慮した計画とする。
- ・計画地内や施設内は極力段差や壁の突起物を避け，危険がないよう配慮を行う。特に，来庁者が利用する通路，廊下等は誰もが安全で歩きやすいように十分な幅を確保する。
- ・受付窓口には来庁者が座って相談ができるようにローカウンターを設置し，車いす利用者に配慮した計画とする。また，執務室内においても車いすでの移動や杖での歩行ができるよう室の形状や机の配置，執務室内の動線計画などに配慮する。
- ・点字誘導や外国人に配慮した多言語表示を行い，誰にでも見やすく分かりやすいサイン計画とする。また，来庁者の利用の多い階には，誘導表示などを設置する。

キ 防災計画

- ・災害時には，現場での指揮や活動の拠点として，警察署としての機能を継続，発揮できる計画とする。
- ・震災や浸水等により電力・給水等のインフラ機能が停止した場合にも，防災拠点としての機能を維持できるよう，2系統からの受電引込に対応するとともに，1週間以上連続運転が可能な自家発電設備と，72時間程度の燃料タンクを整備する。
- ・津波による浸水対策として，庁舎の耐浪性を確保するほか，浸水に対応できる止水機能を持たせ，1m程度までの浸水であれば業務を継続できるようにする。また，設備機器の配線，配管スペースは堅固にし，耐浪性を確保する。
- ・一般区画の駐車場スペースは，災害対策活動拠点としても利用できるよう計画する。なお，外構は災害時の避難動線の確保や，緊急車両の寄り付きにも配慮する。
- ・災害時のライフラインの確保に配慮した計画とし，被災時に庁舎が稼働できなくなるリスクを最小限に抑えられるよう配慮する。

ク 構造計画

- ・災害に強く，緊急時にその機能を果たす建築物として耐震性の高い構造計画とし，内外装や設備においても安全性の高い計画とする。また，施設規模や用途，コスト等を考慮した構造計画とする。
- ・大規模地震時においても機能が維持できるように，構造体の耐震性能を一般の1.25倍以上とするなど，高水準の耐震性を確保する。また，官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）における耐震安全性の分類については，構造体Ⅱ類，非構造部材A類，建築設備は甲類とする。
- ・構造や設備の検討に際しては，「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」（平成30年5月国土交通省住宅局）も参考にすること。

ケ 環境・設備計画

- ・環境に配慮し，自然採光，自然通風，自然換気の活用など，環境配慮手法を取り入れた計画とする。また，計画地周辺の環境影響をできるだけ抑えた計画とする。

- ・経済的かつ合理的な計画とし、気候風土の特徴を考慮した自然エネルギーの活用と費用対効果の高い省エネルギー対策の導入により、ライフサイクルコストの低減、平準化を図る施設とする。
- ・電気設備、機械設備の計画において、省エネルギー化や自然エネルギーの活用など、環境負荷低減に配慮した計画とする。

(3) その他

プロポーザルの検討にあたっては、上記「4 事業計画概要 (1), (2)」に留意してください。また、その他の条件等として、別添の「建築設計業務委託特記仕様書」にも従ってください。

5 建築設計者選定委員会

技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、広島県建築設計者選定委員会広島南警察署審査部会（委員は別紙1を参照）が行います。

6 担当課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局営繕課（営繕企画グループ）
電話：082-513-2311 ファクシミリ：082-224-6411
電子メール：doeizen@pref.hiroshima.lg.jp

本プロポーザルに関する問い合わせは担当課に行くこととし、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

7 説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出してください。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールを併記してください。

(2) 質問の受付期間

令和元年5月27日（月）から令和元年6月7日（金）まで
（郵送の場合は令和元年6月7日（金）17時必着とします。）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、順次、県ホームページ上に掲載します。

なお、最終回答は、令和元年6月13日（木）までに県ホームページ上に掲載します。

8 現地調査

現地調査可能日は令和元年6月4日（火）とします。

駐車場が無い場合、現地へは、公共交通機関等をご利用ください。

参加希望者は、5月31日（金）の12時までに、前記担当課へ、事務所名、担当者氏名、参加人数、連絡先（電話、ファクシミリ番号、電子メール）を記載のうえ、電子メール又はファクシミリにより申し込んでください（様式は自由です。）。参加人数は申し込み状況により、制限させらるう

ことがあります。

当日の受付場所及び現地調査可能時間については、6月3日(月)の17時までにお知らせします。

なお、参加表明者でなくても現地調査に参加することは可能です。

施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

現地調査可能日以外は、敷地外から見学することはできますが、周辺住民の皆様等への配慮をお願いいたします。

9 参加表明書の提出者の資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす設計共同体であることとします。

ア 設計共同体の資格要件

(ア) このプロポーザルに係る設計共同体は、「構成員1」及び「構成員2」(以下「構成員」という。)の2者であること。

(イ) 構成員の代表者(以下「代表構成員」という。)は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。

イ 構成員1の資格要件

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。

(イ) 広島県の平成29・30年度の測量・建設コンサルタント業務(建築関係建設コンサルタント業務)の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受け、かつ格付がAに認定されていること。

(ウ) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けていないこと。

(エ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。

(カ) 広島県内に本店を有していること。

(キ) 構成員が他の設計共同体の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

ウ 構成員2の資格要件

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。

(イ) 広島県の平成29・30年度の測量・建設コンサルタント業務(建築関係建設コンサルタント業務)の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受けていること(格付けがAに認定されているものを除く。)。ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、平成28年9月26日付け告示第573号の定めに従って当該入札参加資格の認定を申請している場合は、技術提案書の提出期限までに当該入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、ただし書き以降の場合においては、認定後の格付については、問わないものとする。

(ウ) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けてい

ないこと。

- (エ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
- (カ) 広島県内に本店を有していること。
- (キ) 構成員が他の設計共同体の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。
- (ク) 建築関係建設コンサルタント業務のうち、設計事務所(構成員に属する個人としての受賞歴を含む。)として、別紙5「建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について」に掲げる賞(建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。)の受賞歴(以下「受賞歴」という。)があること。

(2) 配置する技術者に要求される資格は次のとおりです。

- ア 「建築設計業務等委託契約約款」第14条に基づく管理技術者(以下「管理技術者」という。)1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。
なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。
また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者としします。

- ウ 管理技術者は参加表明者の組織(代表構成員に限る。)に所属していること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者(以下「総合主任担当技術者」という。)は、参加表明者の組織(代表構成員を含む構成員に限る。)に所属していることとし、複数の者を配置することも可能とするが、必ず1名は代表構成員以外の構成員から配置すること。

(3) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所に要求される資格等

この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、県の指名除外措置を受けていないこと。
なお、総合の分担業務分野を再委託しないこと。

10 参加表明書の作成等

(1) 提出書類

- ア 様式1から様式9までを作成して、担当課へ提出してください。
- イ 広島県の「建築一般」又は「意匠」の部門に係る一般競争又は指名競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、平成29・30年度 測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査に必要な書類を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要書類を

添付した申請書を、担当課に提出してください。提出書類を審査したうえで、資格要件を満たす場合は入札参加資格の認定を行います。

記入要領等不明な点がある場合には、広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ(082-513-3821)にお問い合わせください。

なお、技術提案書提出期限までに、当該入札参加資格認定が受けられない場合は、本プロポーザルへの参加資格要件は無いものとします。

県ホームページ：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/miryoku/hiroshimaminami-proposal.html>

(2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項

ア 様式 1 (参加表明書)

提出者及び作成者を記載してください。

また、提出者としての資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

なお、広島県の平成 29・30 年度の測量・建設コンサルタント業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の部門に係る入札参加資格の認定を受けている場合は、登録番号を記載してください。

イ 様式 2-1, 様式 2-2 (提出者 (設計事務所) の経歴等)

代表構成員(様式 2-1)、構成員(様式 2-2)ごとに、次のとおり記載してください。

① 名称

構成員の名称を記載してください。

② 提出者の業務の実績

提出者の平成 21 年 5 月以降の業務で公示日までに業務完了しているものの実績を 1 件記載してください。記載内容を別紙 2 の基準に則って評価対象とします。

構成員の評価点のうち高いほうの得点を、設計共同体の評価点とします。

③ 受賞歴

構成員 2 については、建築関係建設コンサルタント業務のうち、設計事務所（構成員に属する個人としての受賞歴を含む。）として、「9 ウ (ク)」の資格要件に該当する受賞歴 1 件について、構成員に属する個人の受賞歴の場合は受賞者の氏名、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造を記載するとともに、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付してください。

なお、構成員 1 については、記載の必要はありません。

ウ 様式 3 (管理技術者の経歴等)

管理技術者について、次のとおり記載してください。

① 氏名

技術者の氏名を記載してください。

② 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

④ 業務の実績

管理技術者が担当した平成 21 年 5 月以降の業務で公示日までに業務完了しているものの実

績を、1件記載してください。記載内容を別紙2の基準に則って評価対象とします。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載し、また、複合用途の建築物の場合は、全体部分と該当部分の内訳が分かるように記載してください。

なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記載し、事業主を()書きしてください。

⑤ 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙5に掲げる賞（建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。）の受賞歴（以下「受賞歴」という。）があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付してください。

なお、受賞歴は3件まで記載してください。ただし、同一物件において複数の機関から受賞していたとしても、1件として評価します。

⑥ 継続教育（CPD）

継続教育（CPD）に係る時間を取得している場合は、前年度（4月1日～翌3月31日）における認定時間を記載し、「建築CPD運営会議」が証明する写しを添付してください。

エ 様式4-1, 4-2, 4-3, 4-4（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式3と同様に記載してください。

ただし、「③保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。

分担業務分野	評価する技術者資格（評価順）
総合	一級建築士
	二級建築士
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	一級建築士，建築設備士， 技術士（業務に係るものに限る※1）
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機械	設備設計一級建築士
	一級建築士，建築設備士， 技術士（業務に係るものに限る※2）
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士

ただし、総合主任担当技術者について、複数の者を配置する場合は、様式4-1をそれぞれ提出してください。ただし、別紙2「技術提案書の提出者を選定するための評価基準」の評価の対象者は、1名のみとなりますので、該当者1名について「①評価対象」を記入してください。

※1 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る）に合格し

たものに限る。

※2 分担業務分野の機械に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限り。

オ 様式5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入してください。）

カ 様式6（業務実施方針及び手法）

（書式A4版1枚、字の大きさ10ポイント、図化表現可能、カラー使用可能）

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項を簡潔に記述してください。

また、「3（4）評価テーマ」の3つのテーマに対応した計画の考え方について明確に記述してください。（図化表現可能、カラー可能）

なお、図化表現については、別紙6「表現の許容範囲の取扱い」を参照してください。

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点または無効とすることがあります。（別紙4を参照してください。）

キ 様式7（設計共同体結成届）

ク 様式8（設計共同体協定書）

協定を締結することとし、協定書の写しを提出してください。

ケ 様式9（設計共同体の取組体制）

構成員の担当する業務内容を明確に記述してください。

（3）参加表明書の提出

ア 受付期間

令和元年5月27日（月）から令和元年7月3日（水）まで

イ 提出部数等

様式1～5、様式7～9を各1部（左綴じ）、様式6を15部（カラー使用可）及び電子データ（様式1～9：PDF）をCD-Rに保存したもの1部を揃えて、担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）してください。

なお、様式6には、1部の裏面に提出者名（設計共同体名）を記載することとし、残りの14部及び全ての表面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は受付期間の広島県の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に基づく県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から17時まで。（郵送の場合には7月3日（水）17時必着とします。）

11 技術提案書の提出者の選定

建築設計者選定委員会で、提出された参加表明書の評価を行い、技術提案書の提出者を選定します。選定の結果は、建築設計者選定委員会終了後、提出者全員に通知します。

(1) 選定のための基準等

ア 技術提案書の提出者を選定するための基準

別紙2「技術提案書の提出者を選定するための評価基準」のとおりです。

イ 技術提案書の提出者の選定数等

技術提案書の提出者は5者程度を選定します。

(2) 選定結果の通知

令和元年7月中旬

なお、選定結果（選定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等）は、県ホームページに掲載し公表（別紙7）することとしています。

(3) 非選定理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）に基づく県の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、広島県知事に対して非選定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。

エ 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

（ア）受付場所 担当課に同じ

（イ）受付時間 9時から17時まで（休日を除く）

オ 非選定結果（選定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等）は、県ホームページに掲載し公表（別紙7）することとしています。

12 技術提案書の作成等

(1) 提出書類

11(2)により選定の通知を受けた者で、技術提案書の提出を希望する者は、様式10から様式12までを作成して、担当課へ提出してください。

なお、様式11及び様式12には、各1部の裏面に提出者名（設計共同体名）を記載することとし、残りの14部及び全ての表面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

(2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項

各様式とも1枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によってください。文章の文字サイズは8.0ポイント以上、イメージ図等の注釈は6.0ポイント程度以上とし、判読できるものとしてください。

様式11の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則としますが、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認めます。（別紙6を参照してください。）（引用した既存建築物の名称は具体的に記入してください。）

なお、様式 11 の作成に当たっては、提案内容を具体的に表現するためのスケッチ等を、規定する範囲（300 平方センチメートル程度以内の大きさで位置は任意）1 箇所限定して記載することを認めます。（別紙 6 を参照してください。）

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点または無効とすることがあります。（別紙 4 を参照してください。）

ア 様式 10（技術提案書）

技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

イ 様式 11

「3（3）第二次審査イ」に示すとおり、「3（4）評価テーマ」に対する技術提案を記述してください。なお、概算工事費（税抜き）は、必ず記載してください。

ウ 様式 12（過去の作品）

代表構成員及び構成員が、それぞれ携わった設計業務のうち、平成 21 年 5 月以降で公示日までに竣工している建築物を各 1 件選び記載してください。

なお、同種業務がある場合はそちらを優先してください。（評価対象ではありませんが、技術提案書を審査する際の参考とします。）

建物概要（施設用途、延床面積及び構造階数等）、総工事費及び㎡当り単価、その他（配置図、平面図、立面図、透視図、写真、設計意図等）必要と考えるものについて、各 1 件を本様式 1 枚にまとめて記載してください。

（3）技術提案書の提出

ア 受付期間

令和元年 7 月 22 日（月）から令和元年 8 月 2 日（金）まで

イ 提出部数等

様式 10 は 1 部、様式 11～様式 12 は各 15 部（カラー使用可）及び電子データ（様式 10～12：PDF）を CD-R に保存したもの 1 部を揃えて、担当課へ持参又は郵送してください。ただし、提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は、アの受付期間のうち休日を除く毎日 9 時から 17 時までとします。（郵送の場合には 8 月 2 日（金）17 時必着）

13 技術提案書の特定

建築設計者選定委員会で、提出された技術提案書の評価を行い、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者 1 名、次点者 1 名を特定します。特定の結果は、建築設計者選定委員会終了後、提出者全員に通知します。

（1）ヒアリングの実施

令和元年 8 月 7 日（水）

提出された技術提案書をもとにヒアリングを行います。なお、ヒアリングは公開で行います。

また、ヒアリングの日時、場所等は技術提案書の提出者に別途連絡します。

ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に係る費用として、10 万円を支払います。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリ

ングを辞退した者は除きます。

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

別紙3「技術提案書を特定するための評価基準」のとおりです。

(3) 特定結果の通知

令和元年8月下旬

なお、特定結果（特定された提出者名等）及び技術提案書の一部（様式11）を県ホームページに掲載し公表（別紙8）することとしています。

また、候補者に対する通知は、設計者として決定したものではありません。

(4) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、広島県知事に対して非特定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

（ア）受付場所 担当課に同じ

（イ）受付時間 9時から17時まで（休日を除く）

14 契約書作成の要否等

(1) 本業務の契約は、県と設計者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとします。契約書（案）及び特記仕様書（案）は別紙9及び別紙10のとおりです。

(2) 本業務の参考業務規模は、91百万円程度（税込み）を想定しています。

15 その他の留意事項

(1) 本業務によって設計される工事については、県が直接工事監理をする予定としています。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとします。

(4) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないものとします。

(5) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(6) ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に係る費用として、10万円を支払います。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリングを辞退した者は除きます。

(7) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。

(8) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。

(9) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しません。

なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。

(10) 提出された技術提案書の一部（様式 11）は、技術提案書の特定後、特定及び次点に限らず、すべて県ホームページ等に掲載することとしています。

特定（次点も含む。）されなかった技術提案書の県ホームページ等への掲載を、承諾しない場合には、その旨を技術提案書（様式 10）に明記してください。

(11) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1 設計共同体について 1 申請とします。

(12) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。

また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由が生じた場合には、変更できるものとするが、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。

(13) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。

(14) 施設管理者へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止します。

(15) 特定者は、県からの要請を受けた場合、県内の建築に関係する学生（若干名）を事務所に受け入れ、業務に支障のない範囲内で、本業務に関する事務において勉学の間を提供するものとします。

(16) 本業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。

(17) 本建築設計者選定委員会の委員及び委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加できないこととします。

(18) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に関して、建築設計者選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

(19) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。

(20) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して県は一切の責任を負わないものとします。